

財形年金預金

(2019年5月1日現在)

1. 商品名	財形年金預金
2. ご利用いただける方	・満55歳未満の勤労者の方(他金融機関を含めおひとり様、1契約のみ可能)
3. お預け入れ期間	(1)お預入期間 5年以上の期間にわたって年一回以上定期的に積立。 (2)据置期間 最終預入日から6ヶ月以上5年以内。 (3)お受取期間 5年以上20年以内(ただし受取開始日は満60歳以降)。
4. お預け入れ方法 (1)お預け入れ方法 (2)最低お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	・給与・賞与からの天引きによる積立。 *自由金利期日指定定期預金でお預りします。 ・1,000円 ・1,000円単位
5. 払戻方法	・据置期間終了日を受取開始日とし、3ヶ月毎の応答日に指定の口座に入金します。 ・受取日は1日から28日の間で指定できます。
6. お利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)お利息への課税 (5)金利情報の入手方法	・預入時(または継続時)における自由金利期日指定定期預金の店頭金利を適用します。 ・お引き出し日に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年複利計算です。 ・財形住宅と合算して550万円までが非課税となります。 ・元本総額が非課税限度額を超えた場合、課税扱いとなります。その場合、限度額を超えた時以降に発生したお利息は20%(国税15%、地方税5%)*の源泉分離課税となります。 ・積立期間中、据置期間中、および年金開始受取開始後5年以内に年金目的以外で払い戻しの場合は、お受取り済のお利息(非課税分)につきましても、5年間さかのぼって20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)*となります。 *復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ・マル優のお取扱いはできません。 ・窓口へご照会下さい。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—

9. 中途解約時のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・ただし、2013年1月1日以降に預入した定期預金について、中途解約利率が普通預金利率を下回る場合、解約日における普通預金利率を下限とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満の場合 : 解約日における普通預金利率 ・預入期間6か月以上1年未満の場合 : 預入時の2年以上の利率×40% ・預入期間1年以上1年6か月未満の場合 : 預入時の2年以上の利率×50% ・預入期間1年6か月以上2年未満の場合 : 預入時の2年以上の利率×60% ・預入期間2年以上2年6か月未満の場合 : 預入時の2年以上の利率×70% ・預入期間2年6か月以上3年未満の場合 : 預入時の2年以上の利率×90%
10. 預金保険	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象となり、同制度の範囲内で保護されます。くわしくは窓口におたずね下さい。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・財形預金は企業と北洋銀行が提携する積立預金です。 ・積立期間中に積立金額、積立期間、据置期間、受取期間等の変更ができます。 ・総合口座の担保としては利用できません。